

審 判

	申 立 人	ウ ッ ド	あ や 子
	同代理人弁護士	伊 須	慎 一 郎
国籍	カナダ国		
住所	カナダ国ブリティッシュコロンビア州バンクーバー市 41番通り西3424番		
	相 手 方	ウ ッ ド ・ ア レ ク サ ン ダ ー マ リ ー	
	同代理人弁護士	本 田	正 幸
本籍	申立人に同じ		
住所	申立人に同じ		
	未 成 年 者	ア レ ク サ ン ダ ー 多 佳 良 間 庭	
国籍	相手方に同じ		
住所	申立人に同じ		
	未 成 年 者	マ ナ ミ ・ シ オ ナ ・ マ ニ ワ ・ ウ ッ ド	

主 文

未成年者らの親権者を相手方から申立人に変更する。

理 由

第1 申立の趣旨

主文同旨

第2 当裁判所の判断

1 本件記録及び当庁調査官の調査結果によれば、次の事実が認められる。

- (1) 申立人は昭和43年6月2日埼玉県与野市で2人姉妹の二女として出生した。父は建築会社に勤務する建築士であり、母は編み物教室の教師だった。申立人は、細田学園高校食物科を卒業して調理師の免許を取得した後、川越高等看護学校を卒業し正看護師の資格を取得し、財団法人心臓血管研修所に看護師として1年3か月ほど勤務していた。相手方は1966年（昭和41年）12月9日カナダ国ブリティッシュコロンビア州バンクーバー市で姉、妹の3人同胞の第2子、長男として出生したカナダ人である。父は小学校校長まで務め、母は小学校のアシスタントであった。相手方はサイモンブレイザー大学を卒業している。

申立人は川越高等看護学校に在学中の平成2年12月ころ、大学卒業後、日本で英会話教師のアルバイトをしていた相手方と知り合い、平成5年4月28日に日本で婚姻し、同年7月ころカナダに渡り、相手方と婚姻生活を送るようになり、その間に、平成6年（1994年）5月21日長男アレクサンダー多佳良間庭（未成年者、以下、タカラという。）、平成9年（1997年）1月6日長女マナミ・シオナ・マニワ・ウッド（未成年者、以下、シオナという。）をもうけた。なお、タカラは国籍留保の届出をしているため、日本国籍とカナダ国籍を有しており、シオナはカナダ国籍である。

- (2) 申立人が、平成5年7月カナダに渡った当時、相手方は大学で教員免許課程を履修中であったが、その後、小学校の教員として稼働するようになった。申立人は、同年10月ころタカラを妊娠したとき相手方から妊娠中絶を強要されて一時日本に帰国したことがあり、相手方が日本語を学び家庭内で日本語と英語を使うとの結婚前の約束を守らず、日本語の学習をしなかったことや、仕事で忙しく申立人が話しかけても無視されることが続

き、申立人は初めてのカナダ生活に相手方の援助を得られず、寂しい思いをするなど夫婦関係は円満を欠くものであった。平成8年9月ころから2年間ほど経済的な理由で相手方の両親と同居したが、両親との同居中、申立人は日本語を話すことを禁じられ、また、相手方の姉と子どもが2月ほど同居したことがあり、申立人はストレスがたまり不眠になったりもしたが、相手方は申立人が姉等のことで苦情を述べると、最初はこれを否定し、怒ったりし、その後、漸く謝罪するという対応を繰り返した。平成9年1月6日シオナの出産の前後にタカラが肺炎になり、申立人も同年3月ころ盲腸炎で手術を受けたが、この間、相手方に家事や育児の手伝いをしてもらえなかったため、申立人はかなり落ち込んでしまい、精神的に不安定になったことがある。申立人は相手方やその両親等の親族の中で孤立し、両親等親族との関係も悪化した。そのため、申立人は相手方の親族との交際を好まなくなり、相手方は両親や親族等と自由に付き合えないことに不満を抱くようになり、夫婦関係は悪化し、平成13年9月ころからは家庭内別居状態になった。

- (3) 申立人は、結婚後、家事と未成年者らの育児をほぼ全て行ってきたが、平成10年4月カナディアン航空に入社し、その後同社がエアカナダに吸収合併されたことにより、平成12年4月からは同社に勤務するようになり、主として日本を含むアジア便にフライトアテンダントとして月に11日、多いときで17日くらい稼働してきた。申立人が稼働するようになってからは住み込みのベビーシッターを雇い、申立人の不在時は未成年者らの面倒を見てもらっていたが、同年5月にベビーシッターが辞めてからは、申立人は主に週末に仕事を入れるようにして、週日は未成年者らの世話をするようにし、申立人不在時は相手方が未成年者らの世話をするようになった。

- (4) 相手方は平成14年4月申立人が勤務で不在の間に、申立人に無断で未成年者らを連れて別居した。申立人は家に電話をして、相手方から、「子どもを連れて出て行く。連絡先は知らせない。」と聞き、休暇を取って帰宅したが、相手方に連絡が取れず、不安のうちに過ごすうちに、相手方は家に戻った（相手方は申立人が仕事の間は、子どもの面倒は相手方がみることができるとの考えで子どもを連れて出たものであったが、申立人が休暇を取ったと知り、正式な親権・監護権についての合意に達するまで同居する必要があることから家に戻ったものである。）。申立人は、移民のためのサポートセンターで相談して、これまでの相手方の行動はドメスティックバイオレンスにあたりと説明され、その後未成年者らが家に戻ったところで、未成年者らを連れて、同月22日からケイトブースハウスという避難所に移った。
- (5) 相手方は、申立人と未成年者の所在が不明になったことから、平成14年4月24日、ブリティッシュコロンビア州地方裁判所に、相手方を未成年者らの単独監護権者ないし単独親権者とする事及び面接交渉の方法を定めることを求める訴え（事件番号E021298）を提起した。
- (6) 申立人は上記の訴えの提起を知り、弁護士を依頼したことから、同裁判所に申立人と相手方双方の代理人が出頭し、同裁判所は、平成14年4月30日、合意に基づいて、申立人は未成年者らを従前の夫婦の住居に連れ戻すこと、申立人と相手方とは暫定的に未成年者らの監護を共同で行うこと、相手方は同年5月1日から第1週または第2週に交互に、（第1週）水曜日の午後4時から次の日曜日の午前10時まで、（第2週）水曜日の午後4時から次の土曜日の午後2時までの未成年者らへの面接交渉権を有すること、申立人は従前の夫婦の住居の独占的占有権を与えられること、申立人と相手方がそれぞれの家に行くことを双方共に禁ずることを内容と

する暫定的命令をした。これにより、申立人は未成年者らを連れて従前の住居に戻った。申立人の代理人は、同年8月12日、上記訴えにつき申立てに反対する旨の答弁書を提出した。

- (7) また、同裁判所は、平成14年11月6日、申立人と相手方双方の代理人の合意に基づいて、申立人と相手方とを未成年者らの暫定的な共同監護権者に定めること、未成年者らの主たる住所を相手方の住所とすること、面接交渉に関し、申立人は月間勤務日程を速やかに相手方に知らせ、相手方は、未成年者らが申立人と相手方のそれぞれと等しい時間を過ごせるように努力を払い、これを受取り次第、翌月に申立人と相手方のそれぞれが未成年者らと過ごす日程を作成すること、申立人に未成年者らを連れて同年11月2日から同月18日まで日本に一時旅行することを許可することなどの内容を定めた暫定的命令をした。

申立人は、同命令に従い、同年11月に未成年者らを連れて日本に一時旅行をし、平成15年11月にも同様に日本に一時旅行をした。

申立人は未成年者らと日本に一時旅行をしたいために、上記内容を合意したものであるが、同命令により、未成年者らの主たる住居が相手方の住所と定められたことにより、面接交渉のスケジュールの決定権を相手方が持つことになり、申立人は未成年者らと面接する機会がそれまでより減り、平成15年11月に日本に一時旅行してカナダに戻ってからは平成16年3月ころまでの間、未成年者らに全く面接することができなかった。

- (8) 相手方は、申立人が養育費の負担を怠るなど未成年者らの共同監護に協力しなかったとして、平成15年9月25日、同裁判所に正式審理（トライアル）の開始を申し立て、平成16年2月9日から行われる審理（トライアル）の期日の呼出状はブリティッシュコロンビア州地方裁判所規則に定める方式で、申立人の代理人弁護士に送達された。

その後、申立人の代理人は辞任し、申立人は弁護士費用を支払うことができなかつたため、新たに代理人を選任することができず、平成15年1月5日本人訴訟を承諾する旨の書面に署名した。

申立人は、同年12月以降に行われた審理前手続きである証拠開示手続や審理前協議に欠席し、平成16年2月9日から同月11日まで審理が行われることは知っていたものの、精神的に不安定な状態であったため、期日に欠席し、何らの書面も同裁判所に提出しなかつた。

- (9) 同裁判所は、申立人が出頭しないため、もっぱら相手方側の事情聴取により、未成年者らの主要な養育者は常に相手方であったこと、相手方は愛情と親愛の情、未成年者らの精神的幸福、教育やしつけを含めて、全ての面で未成年者らの必要に見合う方法と能力を持っていること、相手方は、未成年者らが育つ安定した安全で信頼できる環境を提供していること、申立人は責任を持って未成年者らの最善の利益のため育児を進んで引き受けられないし、できないこと等の事実を認定し、その事実に基づき、平成16年2月18日、以下の内容の命令（以下、本件命令という。）をした。なお、同審理は地方裁判所において行われたため、家庭裁判所調査官等の心理学や教育学の専門家等の関与や同人らによる未成年者らの生活状況調査等は全く行われなかつた。

- ① 相手方が未成年者らの単独親権を有する。
- ② 申立人は未成年者らと、同命令に定められた方法で面接交渉することができる。

申立人は、同命令に対し、法定期間内に上訴せず、同命令は確定した。

- (10) 相手方は、平成16年3月8日ブリティッシュコロンビア州地方裁判所に離婚訴訟を提起し、同裁判所は、同年7月16日、双方代理人の出頭の下に、合意に基づき、申立人と相手方を離婚すること、申立人は同月1日

から同裁判所が別途の命令を下すまで、毎月1日に暫定的養育費として月額633ドルを相手方に支払うことを命ずる旨の判決をした。なお、離婚は、31日後に効力が発生する。

(11) 申立人は、平成16年11月に、前年等と同様に未成年者らと日本に一時旅行をすることを希望し、依頼した弁護士を介して相手方弁護士と交渉した結果、ブリティッシュコロンビア州地方裁判所は、同月26日、申立人、相手方双方の代理人出席の上、合意に基づき、以下の内容の命令（以下、11月26日命令という。）をした。

① 申立人は、相手方に対し、養育費の未払分5790ドル24セントを同年12月以降毎月200ドル宛分割して支払う。

② 申立人は、相手方に対し、①以外に、当事者が合意に至るか又は同裁判所が別途の命令を下すまで、毎月325ドルを支払う。

③ 申立人は、同年11月27日から同年12月9日まで、未成年者らを日本に連れて行くことができる。

申立人は、未成年者らを、同年12月9日午後7時までに相手方の下に返す。

④ 本件命令で定めた面接交渉の方法を一部変更し、残りの部分は効力を有する。

(12) 申立人は、平成16年11月27日、バンクーバーの空港で、相手方から日本旅行に行くのであれば養育費を支払うように求められたため、やむなく、同月1日付の金額633ドル、同年12月1日付の金額633ドルと525ドルの小切手3通を交付した。しかし、申立人は、同小切手について不渡りになった場合に銀行から違約金が課されることをおそれて、日本到着後に銀行に支払を停止する手続きを取った。また、申立人は、同年11月ごろ、勤務先に6か月間の休業届けを提出し、自宅は家賃滞納のため

め明け渡さなければならない状況の下、家財道具の一部を売却して旅費の一部に充て、更に、日本旅行後は友人宅に居住させてもらうことを予定していたため、自宅にあった荷物を運び込めないため、申立人及び未成年者らの衣類等を段ボール箱18箱（総重量360キログラム）に詰め、日本の実家宛に国際船便で発送した。

なお、相手方は、申立人が当初からカナダに戻る意思がないのに奪取目的で裁判所を欺罔して11月16日命令を得た旨を主張する。確かに、申立人が日本旅行前に6か月の休業届けを提出していること、家財道具の一部を処分し、更に、申立人及び未成年者らの衣類等を段ボール箱18箱に詰め、日本の実家宛に国際船便で発送したことは、申立人にカナダに戻る意思がなかったことを強く伺わせるものである。しかし、申立人は、平成14年11月、平成15年11月にも同様の裁判所の命令を得て、未成年者らを連れて日本に一時旅行しているが、その際はカナダに戻っていること、申立人は自宅を明け渡さざるを得なかったのであり、カナダに戻った後は友人宅に居住させてもらう予定であり、エアカナダに勤務し日本を含むアジア方面の便に主に乗務してきたことからすると、友人宅に入りきらない衣類等を実家に送り保管してもらうこと自体は一応の合理性を有すること、当初からカナダに戻る意思がないのであれば、予め銀行口座を解約する手続きをしておくことも考えられるところ、そうした手続きをしていないこと、むしろわざわざ銀行から不渡りの違約金を課されることをおそれて小切手の支払停止の手続きを取ったことについて必ずしも合理的な説明がつかないことなどを総合考慮すると、申立人が当初からカナダに戻る意思がないのに奪取目的で裁判所を欺罔して11月26日命令を得たとまで認めることはできないといわざるを得ない。他に、相手方の主張を認めるに足りる証拠はない。

(13) 申立人は、平成16年11月28日未成年者らを連れて日本に帰国したが、その際、11月26日命令の条件に反して、沖縄旅行を行い、その後肩書き住所地の実家に滞在して、同年12月9日を過ぎても、未成年者らを相手方に引き渡さず、現在に至るまで同所で未成年者らを監護している。

未成年者らは、平成17年1月11日から、さいたま市立与野西北小学校に通学するようになり、同年3月31日タカラは第4学年の課程、シオナは第2学年の課程をそれぞれ修了し、同年4月、第5学年、第3学年にそれぞれ進級した。

この間、タカラは、同年1月7日に現在の肩書き住所地に住民登録を行っており、また、シオナは、当初の在留資格は短期滞在であったが、同年3月11日付で日本人の配偶者等（在留期間は同年2月27日から3年間）に在留資格の変更の許可を受けている。

(14) 申立人が平成16年12月9日を過ぎても未成年者らを引き渡さないことから、ブリティッシュコロンビア州地方裁判所は、同年12月14日、申立人に対し、未成年者らを相手方に引き渡すことを命ずると共に、申立人の未成年者らとの面接交渉を中止する旨の命令を出し、平成17年1月14日、申立人に対し、監護権に関する法廷の命令に違反して誘拐を行ったとして、逮捕状を発付した。また、相手方は、申立人に対し、駐日カナダ大使館や代理人を介して未成年者らを相手方に返すように伝える等したが、申立人が相手方に未成年者らを引き渡さないため、同年2月15日、さいたま地方裁判所に人身保護の申立てをした。

これに対し、申立人は、未成年者らの意思を尊重するとして引渡しを拒み、同年4月8日、当裁判所に、未成年者らの親権を申立人に変更することを求める本件審判を申し立てた。

相手方は、同年5月13日、当裁判所に未成年者らの引渡しを求める審

判（平成17年（家）第30074号，第30075号）及び保全処分を申し立てた。

さいたま地方裁判所は同年5月18日相手方の人身保護の請求を棄却する判決をした。

- (15) 申立人は、平成16年11月日本に帰国した後、同年12月から肩書き住所地の実家に居住している。実家は父の所有で、約200平方メートルの敷地に木造2階建、5DKの建物（約110平方メートル）である。建物1階は、6畳2部屋、書斎と台所、風呂場等があり、2階は10畳半と6畳の2部屋で、洗面所とトイレがある。申立人は、現在、その母、姉夫婦及び未成年者らの6人暮らしであり、1階の6畳2部屋を申立人と未成年者らが使用している。申立人の父は年金を受給しているが、2年前からパーキンソン病で入院している。申立人の母は健康で毎日父の病院に行くほか、介護士の資格を持っていて、週4日午前ヘルパーとして稼働しており、また、週日の午後4時から7時まで未成年者らが通う小学校で学童保育の世話をしており、必要な際は未成年者らを援助すると述べている。申立人の姉は結婚して千葉県で生活していたが、平成8年に自殺未遂を起こし、その時から会社員の夫と共に申立人の実家で暮らすようになった。姉夫婦に子どもはなく、姉はストレスから一時入院していたが、平成17年5月7日退院した。姉夫婦は未成年者らを可愛がっており、申立人や母が不在の際は未成年者らを見てくれている。

申立人は、エアカナダでは4万カナダドルの年収を得ていたものであるが、現在は、同社を退職する意向である。申立人は、正看護師の資格を有しており、その資格を生かして稼働すべく求職活動を行っていたが、平成17年4月8日交通事故に遭い、左の肩胛骨を2か所骨折する等の怪我を負い、全治2か月の診断を受けているため、現在無職であり、未成年者ら

の生活費を含め、両親と義兄の援助を受けている。申立人は、怪我の治癒を待って、看護師の資格を生かし稼働する予定である。求職活動中に、面接の申込みを受けており、就職の可能性は高い。

申立人は、愛情を持って未成年者らを乳児期から養育してきたものであり、現在の監護養育状況に問題は見あたらない。申立人は、未成年者らが日本で生活することを希望していることから、カナダに戻る意思はなく、日本で看護師として働き、未成年者らを養育することを希望しており、平成17年4月8日、未成年者らの親権者を相手方から申立人に変更する審判を申立てた。

なお、申立人はシオナの出産の前後に精神的に不安定になったことがあるが、これは前記のとおり、タカラが肺炎になり、申立人も盲腸炎で手術を受けたこと、また、この間、相手方から援助を得られなかったことが原因であり、現在は交通事故による怪我の他は心身共に問題は認められない。

- (16) 相手方は、カナダの小学校で教員をし、5万8000カナダドルの年収を得ている。相手方はバンクーバー市の借家に居住しているが、借家には寝室4室、リビング、ダイニング、地下室及び相手方のオフィスがあり、大きな庭がある。相手方は、婚約者である小学校教師ブレット・ホワイトロー（36歳、以下、ブレットという。）と同居しており、近々結婚する予定である。

相手方は未成年者らに対する愛情と監護意欲を有しており、しっかりした監護養育方針を持って、その監護に当たってきたもので、カナダにおける相手方の下での未成年者らの生活に特段の問題があったことを認めるに足る証拠はない。ブレットも平成15年6月以来相手方と同居して未成年者らの養育監護に当たってきたもので、未成年者らに愛情を持ち、今後も相手方と共に養育にあたる意思を有している。

(17) 未成年者らは、平成15年6月ころから平成16年11月27日に申立人と共に日本に来るまで、相手方の肩書き住所地で、相手方及びブレットと4人で暮らし、カナダの小学校に通学し、優秀な生徒であった。平成17年1月11日、現在の与野西北小学校に転入したが、登校後直ぐに友達が何人もでき、いずれも風邪で3学期に1日休んだ他は、欠席、遅刻、早退もなく、同級生と仲良くでき、タカラは学力は優秀であり、漢字が少し苦手である他成績も良好であり、現在、バスケットボールのクラブ活動に積極的に参加している。シオナは友人関係を作ること为目标に日本語を覚え、3学期の後半には日本語の作文を書けるようになり、理解度が高く、算数その他の教科は何も問題がなく学業成績は優秀である。現在、タカラは5年生、シオナは3年生であり、言語の問題はあるが、未成年者らは学校での生活に努力して適応し、友達と親しく交流している。

未成年者らは、日本の学校や家庭での生活に適応し、多くの友人ができ、帰宅後も自宅で友人と遊ぶなど、小学校を中心とする生活基盤がほぼ形成されており、申立人やその母らの愛情と庇護の下での生活を享受し、精神的にも安定した日々を送っている。

未成年者らは、シオナの出生以来、常に生活を共にし、兄妹仲は良好である。タカラは、兄として妹を守るとの意識を有している。

未成年者らは、当家庭裁判所調査官に対し、このまま日本で母親と一緒に生活したいとの意向を示し、相手方下での生活に戻ることを拒否する旨を述べている。なお、未成年者らは、さいたま地方裁判所での平成17年5月10日の人身保護事件期日において短時間相手方と面接する機会があったが、タカラは相手方と面接することを拒否して相手方と面接をせず、シオナは勧められて相手方と面接したものの、今後は面接することは嫌だと述べている。

## 2 以上の事実に照らして検討する。

### (1) 国際的裁判管轄について

未成年者らは平成16年12月以来肩書き住所地であるさいたま市内の申立人の実家で生活してきており、平成17年1月からはさいたま市立与野西北小学校に通学し、本件申立時である同年4月にはそれぞれ進級し、学校及び家庭での生活に適応し、小学校を中心とする生活基盤がほぼ形成されていること、未成年者らはいずれも今後も現住居で生活することを希望していること、また、タカラは、同年1月7日現在の肩書き住所地に住民登録を行っており、また、シオナは、当初の短期滞在の在留資格につき、同年3月11日付で日本人の配偶者等（在留期間は同年2月27日から3年間）に在留資格の変更の許可を受けていることを総合考慮すれば、肩書き住所地を未成年者らの住所と認めるのが相当である。

そして、親権者の変更を求める子の監護に関する問題については、子の福祉の観点から子の住所地ないし常居所地の裁判所に国際的な裁判管轄権を認めるのが相当であるから、本件につき日本の裁判所が国際裁判管轄権を有するものというべきである。

なお、相手方は、未成年者らは申立人により奪取されたものであり、このような場合、連れてこられた国の裁判所には子の監護に関する裁判管轄権はないと解すべきであると主張する。確かに、本件においては申立人が未成年者らを11月26日命令に反して引き渡さない点で、その違法性は大きなものがあり、一般の場合に比し、特別な考慮を必要とするものとも思われるが、上記のとおり、未成年者らは本件審判申立時において既に日本に住所を有するに至っているものであるから、このような場合には、むしろ住所地において、その養育監護状況及び生活状況等を検討するのが子の福祉の観点から相当であり、日本の裁判所に国際裁判管轄権を認めるべ

きものであって、相手方の主張は採用できない。

(2) 本件命令の承認について

前記認定の事実によれば、本件命令は民事訴訟法118条にいう確定判決にあたりと解されるどころ、本件命令の裁判当時、申立人、相手方及び未成年者らの関係者はいずれもカナダのブリティッシュコロンビア州に居住していたものであるから、同州裁判所が国際裁判管轄権を有するものというべきであり、申立人は代理人を選任して答弁書を提出しており、応訴したものと認められ、本件において本件命令を承認することが我が国の公序に反するというべき事情も認められない。そして、カナダのブリティッシュコロンビア州家族関係法48条及び55条6項は外国の監護に関する裁判の承認に関し規定しているところ、その承認の要件は我が国の民事訴訟法と重要な点で異なるものといえるから、相互保証の要件も具備するものといえる。そうとすれば、本件命令は民事訴訟法118条の要件を具備するものというべきである。

(3) 準拠法等

タカラは日本とカナダの2重国籍を有しており、シオナはカナダ国籍であるから、法例21条及び28条により、その親権者変更の準拠法は、タカラについては日本法、シオナについてはカナダ法によるべきものであるが、日本法は家庭裁判所のする親権者変更の審判による親権者の変更を認めており、また、カナダ離婚法は、17条において、裁判所は、親権命令が下された後に状況の変化が生じた場合には、その状況の変化に鑑み子の最大の利益を考慮して親権の変更命令を下すことができると定めている。カナダ法の裁判所の親権変更命令は我が国の家庭裁判所のする親権者変更の審判をもって代えることができるものと解されるから、未成年者らのいずれについても、当裁判所において親権者変更の審判が可能である。

#### (4) 親権者の変更についての判断

親権者変更の判断においては、父母双方の生活環境、経済状態、子に対する姿勢、子の意思やニーズ等を総合して判断すべきである。なお、本件においては、申立人が未成年者らを11月26日命令に反して引き渡さない点で、その違法性は大きなものがあり、この点、一般の場合に比し、特別な考慮を必要とする。

申立人及び相手方ともいずれもその生活環境、経済状態、子に対する姿勢については、さしたる問題点は見あたらない。(なお、申立人は現在は無職であるが、交通事故による受傷が治癒すれば就職の可能性は高く、扶養能力が認められるというべきである。)

未成年者らは、このまま日本で母親と一緒に生活したいとの意向を示し、相手方下での生活に戻ることを拒否している。子の意向については、その子の判断能力や精神的な発達の度合いに応じて個別に検討する必要がある。一応の目安としては10歳以上の子には分別能力があるものというべきであるところ、タカラは現在11歳1か月で小学校5年生であり、学力は優秀であり、また、学業成績も良好であって、日本語も理解でき、年齢相応の精神の発達を遂げているものと認められる。そうであるとすれば、タカラは、自ら自己の置かれた状況を理解し、カナダと日本との学校と家庭での生活を比較して、将来を予測したうえで、親権者を母である申立人に変更したうえでの生活を希望しているものと認められる。シオナについては、現在8歳と6か月で小学校3年生であり、能力が高く同年齢の子に比し、判断力に優れているものと認められ、その意向はそれ自体配慮すべきものであることは別として、未だ、将来にわたる事柄を検討して物事を決する十分な分別能力があるものということとはできない。

ところで、未成年者らはカナダの相手方父の家庭や小学校に適応できて

いたと認められるが、両親である申立人と相手方とは長期間にわたり激しい紛争を続けてきたもので、それに起因するストレスや不安等の中で、未成年者らは、常に生活を共にし、兄妹仲が良く、庇い合い、補完しあうことにより、周囲に適応してきたものと推測される。未成年者らは、平成16年11月末に来日し、同年12月ころから現住所で生活し、平成17年1月からは現在の小学校に通学し、申立人やその母らの愛情と庇護の下で、自ら努力して、日本語を勉強する等して、小学校や日本の家庭に適応し、通学中の小学校を中心とする生活基盤をほぼ形成し、精神的にも安定した日々を送っている。未成年者らが、相手方との面接を拒否する等したのは、現在の安定した生活を維持することを願ってのものと思われる。

以上の事情を総合考慮するときは、上記申立人の違法性を考慮したとしても、本件においては、タカラの意向を尊重し、また、シオナの意向に十分に配慮し、その親権者をいずれも相手方から申立人に変更するのがその福祉（最大の利益）に合致するものと認められる。（仮に、シオナについて、その年齢に鑑み、その意向を重視すべきでないとするれば、上記とは異なる判断もあり得るところであるが、もし、シオナについて親権者の変更を認めないとすると、兄妹を日本とカナダに引き離す結果となることが予想され、これまで未成年者らが兄妹仲が良く、常に生活を共にし、庇い合い、補完しあうことにより、周囲に適応してきたこと及びシオナの年齢に鑑み、そのような結論は、シオナの心身の発達に重大な支障を生ずるおそれがあり、その福祉（最大の利益）に合致しないと思料されるので、シオナにつき親権者の変更を命ずることが、その福祉（最大の利益）に合致するものというべきである。）なお、シオナに関し、親権者を変更すべき上記の事情は、本件命令後に生じたものであり、カナダ離婚法17条にいう、親権命令が下された後に状況の変化が生じた場合に当たるものといえるの

で、その状況の変化に鑑み子の最大の利益を考慮して、シオナの親権者を相手方から申立人に変更するのがその最大の利益に合致するものといえる。

よって、主文のとおり審判する。

平成17年7月8日

さいたま家庭裁判所

家事審判官 清水 篤

上記は謄本である

平成17年7月8日

さいたま家庭裁判所

裁判所書記官 執行 昭夫

